

はじめに

すべての人々の人権が尊重され、子どもたちがたくましく心豊かに成長することは、私たちにとって共通の願いです。しかし、現在深刻な社会問題となっている児童虐待の問題は、子どもの健やかな成長を妨げ、人格の形成に深刻な影響を及ぼしています。平成19年度の県内の児童相談所における児童虐待相談受付件数は2,425件に達し、昨年度以上に増加しており、極めて憂慮すべき状況にあります。

このような中、平成12年6月に施行された児童虐待の防止等に関する法律が、平成16年4月に一部改正され、早期発見の義務、教職員の専門性の強化、虐待を受けた子どもの教育の保障、要保護児童対策地域協議会への参加など、学校及び教職員の役割が重視されました。また、児童虐待防止のための児童・生徒に対する教育及び保護者への啓発を行うことが規定されました。さらに、平成19年6月の改正では、児童の安全確認等のための立入調査等の強化なども加わりました。

埼玉県教育委員会では、福祉部と連携して平成17年3月、「教職員・保育従事者のための児童虐待対応マニュアル」を作成し、配布いたしました。本年度9月にこのマニュアルの改訂をして、ホームページで閲覧いただけるほか、各学校等に配布いたしました。

また、平成17年度からは、「子どもを虐待から守る学校づくり事業」を展開し、「児童虐待対応キーパーソン研修会」等の教職員研修会や「児童虐待防止のための児童生徒への教育指導事例集」の作成等に取り組んでまいりました。

さらに、昨年度は、児童虐待防止指導法研究委員会を設置し、幼稚園及び小学校における児童虐待防止のための教育や適切な対応の在り方に関する指導方法の研究に取り組み、「児童虐待防止指導実践事例集」をとりまとめ、各学校等に配布してまいりました。

今年度は、児童虐待防止指導法の中学校および高等学校編をとりまとめるとともに、幼稚園から高等学校まで活用できる「児童虐待、どうしたらいいの？Q&A」を加え、通告等に関して先生方の疑問にお答えできるように作成いたしました。

この事例集は、児童虐待防止のための教育の「授業実践事例編」、「個別指導事例編」、「Q&A」を主な内容としています。各学校等においては、本事例集を活用いただき、児童虐待の早期発見に努め、適切な対応がとれるよう校内体制の整備に努めていただけることを期待しております。

結びに、本事例集の作成にあたりまして御指導を賜りました、大正大学玉井邦夫教授をはじめとする委員の皆様方に、深く感謝申し上げます。

平成21年3月

埼玉県教育局市町村支援部人権教育課長
武正和己

目次

○はじめに

◇Ⅰ	児童虐待防止のための教育について……………	1
◇Ⅱ	活用に当たって……………	2
◇Ⅲ	授業実践事例編	
1	かけがえのない生命～私の生き立ち～	【中学校1学年学級活動】……………5
2	親子の絆	【中学校1学年道徳】……………11
3	いいところ探偵	【中学校2学年学級活動】……………17
4	子どもを育てるって？	【中学校3学年学級活動】……………25
5	おもちゃと遊びって？	【中学校3学年技術家庭科】……………33
6	よりよい子育てをするための考え方	【高等学校1学年公民】……………38
◇Ⅳ	個別指導事例編	
事例1	兄妹の様子から虐待として対応したケース……………	46
事例2	子どもの養育ができない母親……………	49
事例3	継父による暴力とDV……………	51
事例4	父親による暴力と本人の発達の違い……………	54
事例5	継父による性的虐待と母親の養育態度……………	57
事例6	父親が逮捕されてわかったネグレクト……………	60
事例7	精神障害と診断されてからなくなった父親の暴力……………	63
事例8	保護者と別居している生徒……………	66
◇Ⅴ	こどもの心のケアハウス嵐山学園……………	69
◇Ⅵ	児童虐待、どうしたらいいの？Q&A……………	72
	編集委員名簿……………	78